

# 厚生労働委員会議録 第十号

平成二十三年四月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧 義夫君

理事

郡 和子君 理事

中根 康浩君

理事

藤田 一枝君 理事

柚木 道義君

理事

渡辺 周君 理事

加藤 勝信君

古屋

範子君

石毛 錠子君

磯谷香代子君

田中美絵子君

長尾 敬君

豊永 厚志君

佐藤 治君

同日

田中美絵子君

松岡 広隆君

野木 実君

竹田 光明君

福田衣里子君

野木 実君

磯谷香代子君

山口 和之君

菅原 一秀君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

柿澤 未途君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

柿澤 未途君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

磯谷香代子君

菊池長右門君

野木 実君

福田衣里子君

山口 和之君

竹田 光明君

田中美絵子君

近藤三津枝君

谷畑 孝君

江藤 拓君

吉泉 秀男君

阿部 知子君

江田 憲司君

○牧委員長 これより質疑に入ります。

○牧委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○三宅委員 民主党、三宅雪子でござります。本

日は、質問の機会を与えていただきまして、あり

がとうございます。

まず冒頭に、東日本大震災の犠牲者の方々に心

からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、

被災され、大変苦しい避難生活を余儀なくされて

います。皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思

います。

福島県はもとより、被災県そして近隣県では風

評被害が発生しており、これは日本全体の問題と

なっております。これに對します国を挙げての対

策をお願い申し上げ、私の求職者支援制度などに

ついての質問に入らせていただきます。

今回の支援制度の柱が、平成二十一年七月から

始まっています。その中の職業訓練についてござ

だと思います。その際、政府提出第三号

内閣提出第二号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支

援に関する法律案(内閣提出第三号)

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関

する法律の一項を改正する法律案(内閣提出第

二四号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支

援に関する法律案(内閣提出第三号)

○政府参考人

政府参考人(厚生労働省職業安定局派)

生田 正之君

政府参考人(厚生労働省職業安定局派)

高井 晃君

政府参考人(厚生労働省職業能力開発局)

小野 昭君

政府参考人(厚生労働省職業能力開発局)

局長 局長

高井 康行君

政府参考人(厚生労働省職業能力開発局)

生田 正之君

政府参考人(厚生労働省職業能力開発局)

そういう意味では、この事業については利用者もだんだん多くなってきておりまして、周知の方はだんだんと徹底をしているものというふうに思いますが、それとも、なお一層、周知については徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。  
ハローワークに足を運ばない方というのもまだまいるらっしゃると思いますので、そういった方への周知もぜひ引き続きお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。この職業訓練は、コースによりまして倍率が異なる、希望のコースを受けられないケースもあるということも耳にしております。職業訓練コースは国の認定でございますけれども、例えばITなどは人気のコースだというふうに伺っているんですけど、例えばこのITのコースの定員をふやすですが、例えはこのITのコースの定員をふやすとか講座数をふやすなどですか、そういうふた柔軟な対応は考えられませんでしょうか。

○小林大臣政務官 現在行っている基金訓練コースの設定に当たっても、地域における求人とか求職双方の方のニーズを踏まえて、就職に結びつくようなコース設定がされております。また、訓練実施機関に対する助言にも努めているところでございます。

また、求職者支援制度では、求職者の方々が早期に就職できる、このことが大変大事だと思っておりますので、成長分野など、就職に結びつく分野で有効な訓練コースを設定することが必要だと考えております。

そのため大事なことは、国及び各地域ごとに、関係機関による協議の場を設けます。その協議の場で、求人とか求職のニーズを踏まえて職業訓練実施計画を策定して、これに基づいて訓練コースを設定していくといきたい、このように考えております。

訓練の質を確保するためには、訓練を修了した求職者の就職実績を訓練奨励金の支払い額や次回以降の認定に反映させる、こういうことにより、就職に結びつく適切な訓練コースを設定していきた

い、このように考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。

协会におきます不正受給についての質問です。訓練奨励金と訓練・生活支援給付の不正といたいというふうに思います。

次に、栃木県で二月に起きました職業能力教育かくの制度を悪用されたのが本当に残念なことがあります。

かくの制度を悪用されたのが本当に残念なことがあります。

したものについては、同様に厳正に対処したいと考えております。

今後は、不正事案の発生を防止するために、

チエック体制をさらに強化して、支給申請の際に出席簿の写しを添付させること、全国の訓練実施

機関への抜き打ち調査を行うことなどにより、適

正な支給申請がされているか、確認を徹底するこ

とであります。

また、不正が認められた訓練実施機関に対しては、以降、基金訓練として認定しないほか、不正に受給された金額に加えて、不正があつたコース以降に開始されたすべてのコースについて支給された訓練奨励金の全額を返還させるなど、厳正に

対処していきたいと考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。

思つた以上にといいますか、大変厳しい措置、

不正がなかつたコースまでも対象にされるという

ことで、こういつた措置が再犯の防止に役に立つ

ことを心から期待しております。

○三宅委員 ありがとうございます。

不正がなかつたコースまでも対象にされるという

ことで、こういつた措置が再犯の防止に役に立つ

ことを心から期待しております。

これに加えて、今委員が御指摘の、本来は事前

に提出すべき休業計画の届け出の事後提出の特例

を、九県の災害救助法の適用地域には認めている

少見込みでも申請が可能とする特例措置を設けて

います。

これに加えて、今委員が御指摘の、本来は事前

に提出すべき休業計画の届け出の事後提出の特例

を、九県の災害救助法の適用地域には認めている

ことがあります。

今後は、不正事案の発生を防止するために、

チエック体制をさらに強化して、支給申請の際に出席簿の写しを添付させること、全国の訓練実施

機関への抜き打ち調査を行うことなどにより、適

正な支給申請がされているか、確認を徹底するこ

とであります。

また、不正が認められた訓練実施機関に対しては、以降、基金訓練として認定しないほか、不正に受給された金額に加えて、不正があつたコース以降に開始されたすべてのコースについて支給さ

れた訓練奨励金の全額を返還させるなど、厳正に

対処していきたいと考えております。

○三宅委員 ありがとうございます。

思つた以上にといいますか、大変厳しい措置、

不正がなかつたコースまでも対象にされるという

ことで、こういつた措置が再犯の防止に役に立つ

ことを心から期待しております。

○三宅委員 ありがとうございます。

思つた以上にといいますか、大変厳しい措置、

不正がなかつたコースまでも対象にされるという

ことで、こういつた措置が再犯の防止に役に立つ

ことを心から期待しております。

○三宅委員 ありがとうございます。

思つた以上にといいますか、大変厳しい措置、

不正がなかつたコースまでも対象にされるという

ことで、こういつた措置が再犯の防止に役に立つ

ているんです。ですから、災害や法令の規制等による休業といった、事業主の共同連帯により対応すべきでないものについては、これまでも対象となっていました。このため、原子力災害特別措置法に基づく警戒区域の設定や屋内退避指示を理由とした休業につきましては、雇用調整助成金の対象とはなりません。

一方、事業所が現在の屋内退避指示を受けて休業し、労働者が賃金や休業手当を受けることができない場合は、雇用保険の特例措置が適用されまして、離職をしていなくても失業手当が受けられるようにしてございますので、こちらの方で対応していただいているところです。

なお、現在屋内退避指示地域となっている二十九キロから三十キロ圏内の地域については、その一部が緊急時避難準備区域に指定されると聞いています。その場合、当該区域で、実態として事業活動がある程度自由に行えるものと考えられますので、所要の要件を満たせば、そうなりましたら雇用調整助成金を利用できると考えています。

また、現在屋内退避指示の対象となっている地域でも、これが解除された場合には、それ以降はこの地域でも雇用調整助成金が利用できるようになります。

三十キロ圏外で風評被害により事業活動が縮小した場合には、雇用調整助成金の支給要件である経済上の理由によるものと認められますので、ほかの要件を満たせば、この助成金の対象となります。

事業主の皆様には、こういうちょっと複雑な形になっていますので、何らかの方法を使って労働者の雇用を維持していただけるように、広報も含めて努力をしていきたいと考えています。

○三宅委員　ありがとうございます。

三十キロという線引きで本当にもらえるかももらえないかということが変わってしまうというのは、ちょっとお気の毒な気がするということと、あわせまして、失業保険で対応した場合、次の受給の際に減額をされてしまうというケースが出て

くる心配がござります。このこともあわせて御検討をしていただきたいと思います。國からの指示で屋内退避を強いられた企業に適用されないと、うのは、なかなか納得しがたい部分もございまして、ぜひ再考をお願いできたらというふうに思いました。

これからも、震災の影響で特に弱い立場の方に  
しわ寄せが来ないよう、しっかりと力を尽くして  
いきたいと思っています。

所の被害の全貌が明らかでないので、現段階ではは、今回の震災による失業者の数というものはつかめていません。

しかし、被害が特に大きい三県のハローワークでは、三月二十八日から四月十七日までの間に、被災者からの求職や雇用保険の相談が延べ一千六百七十一件、また、被災企業からの雇用調整助成金や休業・雇用保険、解雇に関する相談が延べ二万六千百六十八件寄せられていました。雇用面で大変大きな影響が出ていることはわかつて

一方、事業所が現在の屋内退避指示を受けて休業し、労働者が賃金や休業手当を受けることができない場合は、雇用保険の特例措置が適用されまして、離職をしていなくとも失業手当が受けられるようになりますので、こちらの方で対応していただいているところです。

なお、現在屋内退避指示地域となつていて二十九キロから三十キロ圏内の地域については、その一部が緊急時避難準備区域に指定されると聞いています。その場合、当該区域で、実態として事業活動がある程度自由に行えるものと考えられますので、所要の要件を満たせば、そうなりましたら雇

くる心配がござります。このこともあわせて御検討をしていただきたいと思います。國からの指示で屋内退避を強いられた企業に適用されないと、うのは、なかなか納得しがたい部分もございまして、ぜひ再考をお願いできたらというふうに思いました。

これからも、震災の影響で特に弱い立場の方にしわ寄せが来ないよう、しっかりと力を尽くしていきたいと思っています。

○三宅委員 どうもありがとうございます。

現在、その相談窓口には三百人以上の方々が既に相談に訪れているということで、そういう方々にとりましては大変力強い相談窓口だというふうに思うんですけども、今のところは、特にそういう方々の失業が出てるということは、小宮山副大臣の耳には入っていません。

○小宮山副大臣 今、ハローワークの方に来ていただいたら、あるいは避難所に出張したりしてますけれども、特に障害を理由にというようなことでは私は聞いていません。

○三宅委員 どうもありがとうございます。大変安心いたしました。

引き続き、社会的弱者に配慮した政策をお願いしたいとふうに思います。

所の被害の全貌が明らかでないので、現段階ではは、今回の震災による失業者の数というものはつかめていません。

しかし、被害が特に大きい三県のハローワークでは、三月二十八日から四月十七日までの間に、被災者からの求職や雇用保険の相談が延べ一千六百七十一件、また、被災企業からの雇用調整助成金や休業・雇用保険、解雇に関する相談が延べ二万六千百六十八件寄せられていました。雇用面で大変大きな影響が出ていることはわかつて

キロから三十キロ圏内の地域については、その一部が緊急時避難準備区域に指定されると聞いています。その場合、当該区域で、実態として事業活動がある程度自由に行えるものと考えられますので、所要の要件を満たせば、そうなりましたら雇用調整助成金を利用できると考えています。

また、現在屋内退避指示の対象となっている地域でも、これが解除された場合には、それ以降はこの地域でも雇用調整助成金が利用できるようになります。

くる心配がござります。このこともあわせて御検討をしていただきたいと思います。国からの指示で屋内退避を強いられた企業に適用されないというのは、なかなか納得しがたい部分もございまして、ぜひ再考をお願いできたらというふうに思ひます。

次の質問に入らせていただきます。

「日本はひとつ」しごとプロジェクトが四月五日に立ち上りました。本格的に被災者への就労支援、雇用創出二万人ということで始まりまして、このプロジェクトの効果に大いに期待したいところでございます。

不景気や今回のような災害による企業業績悪化の場合、やはり最初に影響がありますのは、高齢者や障害者などの社会的な弱者と言われる方々ではないかというのが私は心配になります。そのような方々への配慮といいますか、対処をどのように副大臣はお考えでしようか。

○小宮山副大臣 今委員がおっしゃいましたように、日本が一つになって被災された皆さんの就労支援として雇用を創出するということで、被災者たち等就労支援・雇用創出推進会議で「日本はひとつ」として、きのうまでに二万人の雇用を創出していま

○三宅委員 どうもありがとうございます。

現在、その相談窓口には三百人以上の方々が既に相談に訪れているということで、そういう方々にとりましては大変力強い相談窓口だというふうに思うんですけれども、今のところは、特にそういう方々の失業が出てるということは、小宮山副大臣の耳には入っていませんでしょ

か。

○小宮山副大臣 今、ハローワークの方に来ていただいたり、あるいは避難所に出張したりしてますけれども、特に障害を理由にというようなことでは私は聞いていません。

○三宅委員 どうもありがとうございます。大変安心いたしました。

引き続き、社会的弱者に配慮した政策をお願いしたいと、いうふうに思います。

また、今月十四日、本当に残念なことではござりますけれども、宮城の機械メーカーが事業停止をいたしまして、自己破産の準備に入ったということをふうに発表されました。直接被災企業では初の倒産ということでございます。その後、二十日時点では、十五社まで倒産がふえた、そして、倒産準

所の被害の全貌が明らかでないので、現段階では、今回の震災による失業者の数というものはつかめていません。

しかし、被害が特に大きい三県のハローワークでは、三月二十八日から四月十七日までの間に、被災者からの求職や雇用保険の相談が延べ十一万三千六百七十一件、また、被災企業からの雇用調整助成金や休業・雇用保険・解雇に関する相談が延べ二万六千三百六十八件寄せられていました、雇用面で大変大きな影響が出ていることはわかつてありますので、しっかりと対応していきたいと思っています。

○三宅委員 ありがとうございます。

現在は、二万人の雇用創出は既に政策を打っていらっしゃると思うんですけども、まだまだ足りないと思いますので、ぜひとも引き続き御尽力をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

被災者を雇い入れた企業は助成金をもらえるという方向性を打ち出されたと思うんですけども、逆に、求職者の採用人数が限られている場合、この震災が起きる前も大変失業者の問題といふのはあったわけで、そのことによって被災していない求職者への影響がぜひないようにしていたいだきたいというふうに思います。その点について

今おっしゃいますように、やはりこういうときは弱い人たちのところにしづ寄せが来るというところで、障害者の皆さんについては、雇用継続を図るため、全国のハローワークに設置しました震災特別相談窓口に加えて、地域障害者職業センターに特別相談窓口を設置いたしまして、事業所に出て向いてのカウンセリングやジョブコーチによる支援などを、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉で実施をしています。

また、離職した高齢者の方については、ハローワークできめ細かな支援を行なうとともに、四十五歳以上の方を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して試行雇用奨励金を支給いたしまして、再就職支援を図つているところです。

これからも、震災の影響で特に弱い立場の方に  
しわ寄せが来ないよう、しっかりと力を尽くし  
ていきたいと思っています。

○三宅委員 どうもありがとうございます。  
現在、その相談窓口には三百人以上の方々が既  
に相談に訪れているということで、そういった  
方々にとりましては大変力強い相談窓口だとい  
ふうに思うんですけれども、今のところは、特に  
そういう方々の失業が出てるということは、特に  
小宮山副大臣の耳には入っていませんでした  
か。

○小宮山副大臣 今、ハローワークの方に来て  
ただいたり、あるいは避難所に出張したりしてい  
ますけれども、特に障害を理由にというようなこ  
とでは私は聞いていません。

○三宅委員 どうもありがとうございます。大変  
安心いたしました。

引き続き、社会的弱者に配慮した政策をお願い  
したいというふうに思います。

また、今月十四日、本当に残念なことではござ  
いますけれども、宮城の機械メーカーが事業停止  
をいたしまして、自己破産の準備に入ったという  
ふうに発表されました。直接被災企業では初の倒  
産ということでございます。その後、二十日時点  
では、十五社まで倒産がふえた、そして、倒産準  
備に入っている会社は二十一社というふうに聞い  
ております。

今回は、被災県以外の倒産が多いというのが特  
徴、そして多岐にわたる業種というのが特徴とい  
うふうに聞いております。この宮城の機械メー  
カーやの従業員は二十五人だったそうなんですか  
ども、今回の東日本大震災における最終的な失業  
者の数といいますのは、大体何人ぐらいになると  
いうふうに御試算をされていますでしょうか。

○小宮山副大臣 今回の地震と津波で特に被害が  
大きかつた岩手、宮城、福島の三県、その沿岸部  
にある市町村には、災害の前にはおよそ八十四万  
人の方たちが雇用されていて、働いていたという  
ことがわかっています。ただ、いまだ企業、事業

所の被害の全貌が明らかでないので、現段階では、今回の震災による失業者の数というものはつかめていません。

しかし、被害が特に大きい三県のハローワークでは、三月二十八日から四月十七日までの間に、被災者からの求職や雇用保険の相談が延べ十一万三千六百七十一件、また、被災企業からの雇用調整助成金や休業、雇用保険、解雇に関する相談が延べ二万六千六百六十八件寄せられていまして、雇用面で大変大きな影響が出ていることはわかつてありますので、しっかりと対応していくたいと思っています。

○三宅委員 ありがとうございます。

現在は、二万人の雇用創出は既に政策を打つていらっしゃると思うんですけども、まだまだ足りないと思いますので、ぜひとも引き続き御尽力をお願いしたいというふう思います。

次の質問に入らせていただきます。

被災者を雇い入れた企業は助成金をもらえるという方向性を打ち出されたと思うんですけども、逆に、求職者の採用人数が限られている場合、この震災が起きる前も大変失業者の問題といふのはあつたわけで、そのことによつて被災していない求職者への影響がぜひないようにしていただきたいというふうに思います。その点についてはどうのよろしくお考えでどうか。

○小宮山副大臣 委員が御指摘の、被災者を雇い入れた企業に対する助成金というのは、高齢者や障害者、母子家庭の母などの就職が困難な方を雇い入れた事業主を助成する特定求職者雇用開発助成金のことかと思います。

このたび、この特定求職者雇用開発助成金の対象者に、新たに、震災時に被災地域に居住している求職者、もう一つは、震災時に被災地域に所在する事業所に勤務していて、震災の影響で離職した余儀なくされた求職者を追加することを検討しております。

厚生労働省では、ハローワークの窓口や避難所への出張相談等を通じてきめ細かな職業紹介を

